

評価一覧表

経営方針1 組織「組織の実行力」

推進目標1. 法人経営・運営組織の整備			
推進項目① 法人経営の体制整備			
到達目標	方向性	重点到達目標	
トップマネジメント機能の充実	3. 継続		
理事会・評議員会機能の充実	3. 継続	★	
部会・委員会機能の充実	3. 継続		
監事会機能の充実	3. 継続		
会員組織の充実	3. 継続		
市町村社協の法人経営並びに、地域福祉推進上の課題共有と解決	3. 継続		
推進項目② 管理体制の整備			
到達目標	方向性	重点到達目標	
経営理念・経営方針の周知徹底	3. 継続		
第6次経営・活動計画の進行管理	1. 達成		
第7次経営・活動計画の策定	1. 達成		
広報・情報活動の強化	3. 継続	★	
組織管理体制の周知徹底	3. 継続		
推進項目③ 災害時の福祉広域支援ネットワーク体制の構築			
到達目標	方向性	重点到達目標	
災害危機管理体制の構築	3. 継続	★	
県内市町村社協における災害時の支援ネットワークの構築（再掲）	3. 継続		
推進項目④ 地域における公益的活動の促進に向けた調査・研究			
到達目標	方向性	重点到達目標	
地域における公益的活動の促進に向けた調査・研究	1. 達成	★	

経営方針2 活動「地域の福祉力」

推進目標1. 福祉のまちづくりに向けた県民参画の基盤整備			
推進項目① 地域福祉活動計画の評価の仕組みと、より小地域単位での計画策定に向けた支援			
到達目標	方向性	重点到達目標	
地域福祉活動計画の評価（PDCA）・進捗管理・評価の仕組みづくりの促進	1. 達成		
小地域（地区社協等）福祉活動計画の策定促進	1. 達成		
推進項目② 県域のボランティア・NPO活動支援センター機能の充実・強化			
到達目標	方向性	重点到達目標	
県社協ボランティア・NPO活動支援センター機能の拡充に向けたビジョンの明確化・強化	3. 継続	★	
市町村社協ボランティアセンター機能の充実に向けた支援	3. 継続		

評価一覧表

経営方針2 活動「地域の福祉力」

推進目標1. 福祉のまちづくりに向けた県民参画の基盤整備			
推進項目③ 小地域福祉活動の拠点や仕組みの整備			
到達目標	方向性	重点到達目標	
地区社協・福祉委員活動の活性化	1. 達成		
福祉委員活動の全県的な認知度アップ	1. 達成		
福祉委員の組織化の促進	1. 達成		
地区社協と小地域ケア会議の連携促進	3. 継続		
推進項目④ 専門職・キーパーソンの養成・育成			
到達目標	方向性	重点到達目標	
コミュニティワーカーの養成・質の向上	3. 継続		
市町村社協ボランティア担当職員のスキルアップ	1. 達成		
災害ボランティアセンター運営のためのリーダーの養成	3. 継続		
推進項目⑤ 地域における新たな生活課題の解決に向けた挑戦（調査・研究）			
到達目標	方向性	重点到達目標	
地域における福祉学習活動推進プログラムの展開	3. 継続		
市町村社協との連携による生活援助ボランティア活動（買い物支援、移送支援等）のモデル開発	3. 継続		
推進項目⑥ 市町村社協における災害時の支援体制の構築			
到達目標	方向性	重点到達目標	
県内市町村社協における災害時の支援ネットワークの構築	3. 継続	★	
市町村社協の生活支援までを見据えた災害ボランティアセンターマニュアルの整備	3. 継続	★	
災害ボランティアコーディネーターの育成	3. 継続	★	
推進目標2. 利用者保護・支援の仕組みづくりの推進			
推進項目① 福祉サービス利用者等の権利擁護体制の充実・強化			
到達目標	方向性	重点到達目標	
日常生活自立支援事業の運営体制の強化	3. 継続		
日常生活自立支援事業担当者の資質向上	3. 継続		
県域での高齢者・障害者総合相談機能の整備促進	3. 継続		
推進項目② 市町村行政・社協等との連携による成年後見制度の推進へ向けた環境整備			
到達目標	方向性	重点到達目標	
市民後見人養成等に係る取り組みの推進・強化	3. 継続	★	
市町村社協における権利擁護（成年後見）支援センター事業の研究・促進	3. 継続	★	
市民後見人のフォローアッププログラムの開発・実施	3. 継続	★	
推進項目③ 地域を基盤とした生活困窮者等への総合相談体制の整備			
到達目標	方向性	重点到達目標	
市町村社協における総合相談・生活支援体制整備に向けた理解促進	3. 継続	★	
新たな課題（生活困窮者等）の早期発見・支援に向けた見守り活動の推進強化	3. 継続	★	
民間事業者との連携による早期発見・対応の仕組みの研究	3. 継続	★	
市町村社協における生活福祉資金貸付事業を通じた総合相談・支援機能の充実	3. 継続		
低所得者世帯等の自立支援に向けた市町村社協・民生委員等との連携促進	3. 継続		

評価一覧表

経営方針2 活動「地域の福祉力」

推進目標2. 利用者保護・支援の仕組みづくりの推進			
推進項目④ 地域包括ケアシステムの推進			
	到達目標	方向性	重点到達目標
	地域包括ケアシステムにおける小地域ケア会議の活性化	3. 継続	
推進項目⑤ 矯正施設を退所する高齢者、障害者の自立生活支援			
	到達目標	方向性	重点到達目標
	関係機関との連携による帰住者の定着率の向上	3. 継続	★
	地域生活定着促進事業の普及・啓発	3. 継続	
推進目標3. 福祉サービスの質の向上			
推進項目① 組織管理体制整備への支援			
	到達目標	方向性	重点到達目標
	経営課題の明確化及び経営支援方策の検討	3. 継続	
	相談・情報提供活動の充実強化	3. 継続	
	政策提言活動の実施	3. 継続	
推進項目② 人事・労務管理体制整備への支援			
	到達目標	方向性	重点到達目標
	人事労務管理の実態把握と分析	3. 継続	
	福利厚生制度の充実	3. 継続	
推進項目③ 福祉・介護人材の定着・確保の推進			
	到達目標	方向性	重点到達目標
	人材確保に向けた取り組み強化	3. 継続	★
	福祉・介護人材の確保（就労）支援	3. 継続	
	福祉・介護人材の定着促進	3. 継続	
	フェア等を通じた福祉人材確保に向けた調査・研究	3. 継続	
推進項目④ 福祉・介護人材の育成支援			
	到達目標	方向性	重点到達目標
	県社協の研修実施機関としての機能強化	3. 継続	★
	施設現場のニーズに合った継続的な研修の実施	3. 継続	
	資格取得に向けた支援	3. 継続	

評価一覧表

経営方針3 人事・労務「人材の創造力」

推進目標 1. 人事・労務管理体制の充実強化			
推進項目① 人事管理制度の充実			
到達目標	方向性	重点到達目標	
事務局職員の資質向上	3. 継続	★	
人事管理体制の充実強化	3. 継続		
推進項目② 労働環境の整備			
到達目標	方向性	重点到達目標	
仕事と生活の調和に向けた取り組み支援	3. 継続		
安全衛生管理体制の実施	3. 継続		

経営方針4 財務「経営の自立力」

推進目標1. 財務基盤及び管理体制の整備			
推進項目① 財務管理・執行体制の整備			
到達目標	方向性	重点到達目標	
経営の透明性の確保	3. 継続	★	

【方向性の評価区分】

1. 達成……………所期の目標（評価指標・数値）を達成したため終了する取組
2. 継続／拡大……………拡大の方向で継続して次期計画においても推進する取組
3. 継続……………継続して次期計画においても推進する取組
4. 継続／縮小……………縮小の方向で継続して次期計画においても推進する取組
5. 廃止……………社会情勢や施策・制度の動向等により、廃止する取組

□ 第6次岡山県社協経営・活動計画 最終評価（集計）

方向性	項目数	割合（％）
1. 達成	9	14.8%
2. 継続／拡大	0	0.0%
3. 継続	52	85.2%
4. 継続／縮小	0	0.0%
5. 廃止	0	0.0%
合 計	61	100%

第6次岡山県社協経営・活動計画 最終評価 重点到達目標 達成率一覧

経営方針1 組織「組織の実行力」

推進目標1. 法人経営・運営組織の整備	H25 達成率	H26 達成率	H27 達成率	H28 達成率	H29 達成率	最終 達成率	備 考
推進項目① 法人経営の体制整備							
【到達目標】 理事会・評議員会機能の充実 【評価指標】 理事・評議員構成の検討実施	95	90	90	90	90	91%	中岡修正計画より重点到達目標へ
推進項目② 管理体制の整備							
【到達目標】 広報・情報活動の強化 【評価指標】 広報活動強化方策の明確化・広報活動強化方針に基づく広報・情報活動の推進	95	90	90	90	90	91%	
推進項目③ 災害時の福祉広域支援ネットワーク体制の構築							
【到達目標】 災害危機管理体制の構築 【評価指標】 関係機関との連携体制の強化	90	90	90	90	90	90%	
推進項目④ 地域における公益的活動の促進に向けた調査・研究							
【到達目標】 地域における公益的活動の促進に向けた調査・研究 【評価指標】 公益的活動の調査・研究	—	—	—	90	100	95%	H28年度から計画実施

経営方針2 活動「地域の福祉力」

推進目標1. 福祉のまちづくりに向けた県民参画の基盤整備	H25 達成率	H26 達成率	H27 達成率	H28 達成率	H29 達成率	最終 達成率	備 考
推進項目② 県域のボランティア・NPO活動支援センター機能の充実・強化							
【到達目標】 県社協ボランティア・NPO活動支援センター機能の拡充に向けたビジョンの明確化・強化 【評価指標】 県社協ボランティア・NPO活動支援センター3か年プランの策定・推進	100	80	100	100	100	96%	
推進項目⑥ 市町村社協における災害時の支援体制の構築							
【到達目標】 県内市町村社協における災害時の支援ネットワークの構築 【評価指標】 県・市町村社協災害時相互支援協定の締結	100	—	—	—	—	100%	災害協定締結により所期目標を達成
【到達目標】 市町村社協の生活支援までを見据えた災害ボランティアセンターマニュアルの整備 【評価指標】 県内27社協での災害ボランティアセンターマニュアル整備	100	70	—	—	—	85%	
【到達目標】 災害ボランティアコーディネーターの育成 【評価指標】 県内27社協でのコーディネーター（担当者）の配置・資質向上	100	50	90	80	80	80%	
推進目標2. 利用者保護・支援の仕組みづくりの推進	H25 達成率	H26 達成率	H27 達成率	H28 達成率	H29 達成率	最終 達成率	備 考
推進項目② 市町村行政・社協等との連携による成年後見制度の推進へ向けた環境整備							
【到達目標】 市民後見人養成等に係る取り組みの推進・強化 【評価指標】 市民後見人養成等に係る推進方針の明確化／市民後見人養成市町村 現行9市町村→12市町村	100	100	100	100	—	100%	
【到達目標】 市町村社協における権利擁護（成年後見）支援センター事業の研究・促進 【評価指標】 市町村社協における権利擁護（成年後見）支援センター事業方針の明確化／センター事業実施社協 現行2社協→7社協	90	90	90	90	90	90%	
【到達目標】 市民後見人のフォローアッププログラムの開発・実施 【評価指標】 市民後見人情報交換会の開催	80	90	90	90	100	90%	
推進項目③ 地域を基盤とした生活困窮者等への総合相談体制の整備							
【到達目標】 市町村社協における総合相談・生活支援体制整備に向けた理解促進 【評価指標】 社協・生活支援活動強化方針（全社協）の周知徹底	100	100	100	90	100	98%	
【到達目標】 新たな課題（生活困窮者等）の早期発見・支援に向けた見守り活動の推進強化 【評価指標】 生活困窮者等の見守り活動の啓発	100	100	100	90	—	97%	
【到達目標】 民間事業者との連携による早期発見・対応の仕組みの研究 【評価指標】 民間事業者との連携による見守り活動のモデル開発	—	—	90	90	—	90%	H27年度から計画実施
推進項目⑤ 矯正施設を退所する高齢者、障害者の自立生活支援							
【到達目標】 関係機関との連携による帰住者の定着率の向上 【評価指標】 対象者の地域定着率90%以上の維持・向上	90	100	90	90	90	92%	
推進目標3. 福祉サービスの質の向上	H25 達成率	H26 達成率	H27 達成率	H28 達成率	H29 達成率	最終 達成率	備 考
推進項目③ 福祉・介護人材の定着・確保の推進							
【到達目標】 人材確保に向けた取り組み強化 【評価指標】 人材確保に向けた取り組み強化	95	100	90	90	90	93%	
推進項目④ 福祉・介護人材の育成支援							
【到達目標】 県社協の研修実施機関としての機能強化 【評価指標】 生涯研修体系プログラムの再構築	95	90	90	100	100	95%	

経営方針3 人事・労務「人材の創造力」

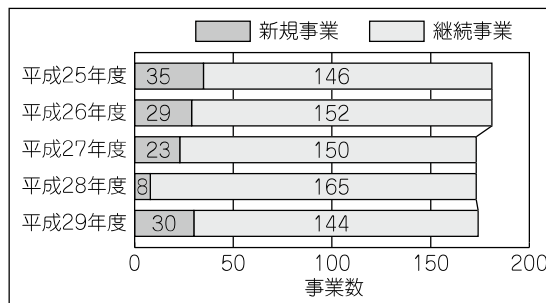
推進目標1. 人事・労務管理体制の充実強化	H25 達成率	H26 達成率	H27 達成率	H28 達成率	H29 達成率	最終 達成率	備 考
推進項目① 人事管理体制の充実							
【到達目標】 事務局職員の資質向上 【評価指標】 職員研修体系等の見直し／職員の説明能力向上に向けた機会の増大	90	90	100	90	90	92%	

経営方針4 財務「経営の自立力」

推進目標1. 財務基盤及び管理体制の整備	H25 達成率	H26 達成率	H27 達成率	H28 達成率	H29 達成率	最終 達成率	備 考
推進項目① 財務管理・執行体制の整備							
【到達目標】 経営の透明性の確保 【評価指標】 財務規律の強化	95	90	90	90	90	91%	

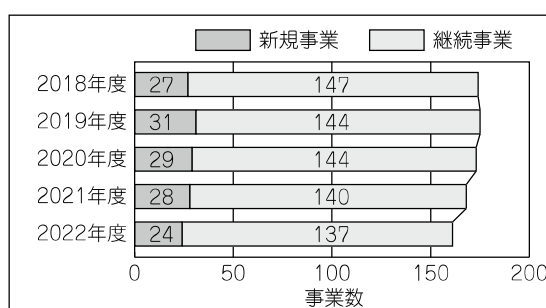
1. 実施事業・重点目標の推移（第6次経営・活動計画）

種 類	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
総事業数	182	181	173	173	174
新規事業	35	29	23	8	30
継続事業	146	152	150	165	144
重点目標数	19				



2. 実施事業・重点目標の推移（第7次経営・活動計画）（予定）

種 類	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
総事業数	177	178	175	170	163
新規事業	27	31	29	28	24
継続事業	147	144	144	140	137
重点目標数	5				



3. 第6次経営・活動計画にて達成・終了した事業

No	事業名	事業内容	理由
1	第6次経営・活動計画の進行管理	経営・活動計画の着実な事業推進を図るため、進行管理や見直しを行い、効果・効率的な計画推進を図る。あわせて、事業展開の方向性やあり方について職員レベルでの協議を行うとともに、局内全体の意見集約や計画の進行管理を行うための体制強化や評価の仕組みについても検討を行う。	第6次経営・活動計画の進行管理を行い、所期目標を達成した。次期計画においては、新たに策定する第7次経営・活動計画の着実な事業推進に向け、進行管理を行う。
2	第7次経営・活動計画の策定及び第6次評価作業の実施	H29年度は第6次経営・活動計画における最終年次にあたり、社会福祉を取り巻く情勢に伴うニーズや、第6次経営・活動計画5カ年の達成状況等を踏まえ最終評価を行ったうえで、H30年度からの次期計画の第7次経営・活動計画に反映させる。	第6次経営・活動計画の最終評価を行うとともに、第7次経営・活動計画の策定を行い、所期目標を達成した。次期計画においては、第7次経営・活動計画の中箇・最終評価を行うとともに、第8次経営・活動計画の策定を行う。
3	小地域福祉活動計画策定手引きの作成	小地域福祉活動推進研究会で研究を進めてきた「小地域福祉活動計画策定のあり方研究」の協議成果をもとに、策定に向けた各プロセスにおける市町村社協職員の関わりを中心に整理を行い作成する。	小地域福祉活動推進研究会における研究成果として、各社協における実践につながる内容となり、300部作成し県内社協へ配布した。今後は小地域福祉活動の仕組み整備において活用する。
4	ボランティア・NPOの森の運営	県域のボランティア・NPO活動の推進のため、各市町村における情報発信や活動者の情報提供など、広範な情報の集約・発信を行う。	市町村ボランティアセンター機能の充実にに向けた支援の一環として、各市町村独自の情報発信機能の強化を図り、市町村社協ホームページサーバの独立に伴い運営を終了した。
5	小地域福祉活動活性化アクションプランの進捗状況の把握	小地域福祉活動推進研究会の研究成果として策定された「小地域福祉活動活性化アクションプラン」の各取組について、その実践の継続的な進捗状況と実施上の課題点課題等を把握するとともに、各社協へフィードバックする。	今回示された「社協・生活支援活動強化方針」の第2次アクションプランにおいて、小地域福祉活動の活性化の進捗状況の把握があわせて行えるため、統合する。
6	小地域福祉活動推進研究会の開催	小地域福祉活動は、住民ニーズを基本に、住民主体を理念に掲げて地域福祉の推進をはかる社協の基盤となるものである。市町村社協間で共通認識と理解を深めるとともに、「小地域福祉活動活性化アクションプラン」による各社協の実践の推進に向けた具体的方法等についての研究を行う。	市町村社協の連携強化を促進し、社協の組織・財源・事業・人材育成等について検討し実践につなげる研究の場として、次期計画に向けて「地域福祉推進委員会」（市町村社協連絡会）への発展改組を図る。

No	事業名	事業内容	理由
7	小地域福祉活動推進研究会（福祉委員活動の認知度アップ検討部会）の開催	福祉委員活動認知度アップに向けて市町村社協職員間で検討を回り、アンケート調査・パンフレット／DVD作成等の具体的手法・内容・スケジュールの組み立てについて研究・方針を固める。	市町村社協の主体的参画のもと研究を行い、2-1-3-2-2「福祉委員活動の認知度アンケート調査」並びに2-1-3-2-3「福祉委員認知度アップパンフレット・DVDの作成」につなげることができ、所期目標が達成された。
8	福祉委員活動の認知度アンケート調査の実施	福祉委員活動の認知度の現状を把握するため、アンケート（事前調査）を実施する。H25年度：前期（事前調査）、H28年度：後期（効果測定）の2回調査を行うことで、認知度アップの評価も行う。	事前調査との比較をもち、福祉委員の認知度アップに向けた取組について一定の効果が認められたとともに、現状把握が行え、所期目標が達成された。
9	福祉委員認知度アップパンフレット・DVDの作成と活用	県域課題として福祉委員活動の必要性・役割の理解がなかなか進んでいない現状を受け、全県的な広報・PRに役立つ各種資料（パンフレット）・DVD教材等を作成し、活用を図る。	全県的な広報に役立つパンフレット・DVD教材を作成、福祉委員活動の理解浸透・認知度向上に活用することでできた。各市町村域における理解促進は、それぞれの地域に根付いた具体的な活動実践を通じて認知してもらうことにより、一層高まると考えられるため、今後は総合的な市町村社協支援において、活動実践の活性化を図る。
10	小地域福祉活動推進研究会（福祉委員の組織化検討部会）の開催	福祉委員の組織化に向けた方策について、市町村社協職員間で検討を回り、具体的手法・内容・スケジュールの組み立てについて研究・方針を固める。	小地域福祉活動推進研究会での福祉委員活動の活性化方策等についての検討により、各社協での活性化に向けた取組が進んだことにより、福祉委員設置社協の22社協のうち半数以上の13社協において組織化が図られ、所期目標を達成することができた。
11	福祉委員の組織化モデルの実施（地域福祉推進部門強化・充実事業）	福祉委員の組織化を推進するモデル社協に対し、本会が社協指定し企画段階から個別に関わる中で技術的支援並びに経費の一部助成を行う。	小地域福祉活動推進研究会での福祉委員活動の活性化方策等についての検討により、各社協での取組が進み、所期目標が達成された。今後は小地域福祉活動の仕組み整備において推進し、必要に応じて、地域福祉推進部門強化・充実事業（地区社協・福祉委員活動）の活用を行う。
12	社協ボランティア担当職員スキルアップ研修の実施	市町村社協ボランティアセンターが幅広いボランティア・市民活動への総合的な支援が行なえる基盤・機能強化につながる職員のスキル向上研修を行う。	ボランティアセンター担当職員としてのみならず、社協職員として必要な知識や視点の理解促進により、スキルアップが図られた。担当職員のスキルアップにはボランティアセンター自体の基盤強化も不可欠であり、次期計画に向けては、ボランティア・NPO活動支援センター機能の充実にに向けた支援と一体的に進める。
13	「福祉及び過疎地における移動支援サービスについてのアンケート調査」の実施	県内の移動支援サービスの実施状況と地区の移動支援の必要性の把握のための調査を実施する。	調査結果を各種会議・研修においてフィードバックし、地域ニーズにもとづく住民主体の活動、地区社協活動等の活性化につなげられ、所期目標を達成できた。
14	「食事サービス及び小地域主体の買い物支援サービスについてのアンケート調査」の実施	県内の食事サービス及び小地域主体の買い物支援サービスの実施状況とその必要性の把握のための調査を実施する。	調査結果を各種会議・研修においてフィードバックし、地域ニーズにもとづく住民主体の活動、地区社協活動等の活性化につなげられ、所期目標を達成できた。
15	住民組織の支え合いによる生活援助（買い物支援・移動支援）活動 事例集の作成	住民主体の地域福祉活動の現状把握・事例収集を行い、市町村社協等との連携に向け、関連研修・会議において共有する。	上記調査等による情報収集し、新しい地域支援事業への取組のバックアップ事業として、「新しい地域支援フォーラム」、生活支援コーディネーター情報交換会の開催等の事業において、事例の共有が図れた。引き続き、新しい地域支援事業等の動向も踏まえて推進を図る。
16	県・市町村社協災害時相互支援協定の締結	県内で発生した災害に対して、迅速かつ円滑に災害ボランティアセンター設置及び運営等の支援活動を展開していくため、県内市町村社会福祉協議会と相互支援協定を締結する。	県内市町村社協と相互支援協定を締結により、市町村社協における災害支援体制の強化に向けた推進ができた。次期計画においては、本協定の実効性とともに、災害時に機能する都道府県域の支援ネットワークづくり、多様な主体との連携の構築の検討を進めていく。
17	市民後見人養成研修／地域福祉・権利擁護セミナーの開催	市民後見人として活動していく上で必要な視点、知識、実務の習得等を行い、市民後見人として適正な後見活動等につなげる。	所期の目標を達成し、当初の計画どおり、平成27年度で事業終了した。引き続き、岡山県行政が主体となって、市町村行政や関係士業等と連携し、養成講座を実施している。
18	岡山県市民後見人情報交換会の開催	県下の市民後見人活動の現状と課題を把握するとともに権利擁護支援体制の構築を図ることを目的に開催する。	今後は、各市町村域での権利擁護支援体制の構築に向けて、市民後見人活動の情報共有や交流の場として、年4回開催される巡回なんでも相談会における市民後見人交流会を活用する。
19	市町村社協の生活困窮者支援に関する実態調査の実施	生活困窮者支援制度及び安心生活創造推進事業への各市町村社協の意向調査、生活困窮者支援制度の実施社協の事業体制等の実態把握調査の実施。調査結果については、社協会長・事務局長会議においてフィードバックし、意見交換等の協議資料とする。	調査結果は、社協会長・事務局長会議においてフィードバック、意見交換等の協議資料とし、「社協・生活支援活動強化方針」の推進に向けた動機付けが図れ、所期目標を達成できた。

No	事業名	事業内容	理由
20	「社協・生活支援活動強化方針」アクションプラン 実践事例集の作成	「社協・生活支援活動強化方針」の実現に向けて設置した「市町村社協生活困窮者支援検討会」における成果報告のとりまとめにより作成する。	「市町村社協生活困窮者支援検討会」における成果報告書の作成・配付により、具体的な実践取組をフィードバックし、県内市町村社協の取組促進が図れ、所期目標を達成できた。 次期計画では「社協・生活支援活動強化方針」第2次アクションプランに基づき事業展開支援を行う。
21	生活困窮者の生活支援ワーカー（CSW）養成講座のプログラム研究	生活困窮者支援に必要な専門職として位置づけ、県への施策化を要望していくなかで、県内市町村自治体へのCSWの計画的配置を促していくといった戦略的な仕掛けが必要であり、その施策提言を行うために必要となるCSWの養成プログラムを研究・試行する。	コミュニティワーカースキルアップ研修会の開催と連携して、福祉の枠を超えたネットワークづくり、コミュニティワーク実践を行うためのプログラムについて検討し、生活困窮者の生活支援ワーカー（CSW）養成講座につなげられたため所期目標を達成した。
22	生活困窮者等支援体制に関する研修会の開催	多様化する福祉・生活課題を抱える地域住民の早期発見・支援には、日頃の見守り活動が不可欠であることから、課題の認識や見守り活動に必要な知識を習得するとともに、各市町村の取組を紹介するための研修会を、社協職員、行政、住民福祉関係者を対象に開催する。	調査や取組事例をもとに今日的な生活課題への理解が深まり、見守り活動の推進が図れた。また、各市町村の先進的な取組を報告することにより、県内に取組を広げられた。 次期計画においても、小地域福祉活動の仕組み整備において、実践的な見守り活動の必要性やその視点の理解・啓発を行っていく。
23	生活困窮者等支援体制に関する事例の情報提供	多様化する生活課題に苦しむ地域住民の早期発見・支援には、日頃の見守り活動が不可欠であることから、県内全域における見守り活動の推進強化をはかるため、各市町村の取組を紹介した事例の情報提供を行う。	実践事例を小地域福祉活動推進研究会をはじめとした、各種会議・研修において情報提供を行い、各市町村で見守り体制の仕組みの取組を促すことができ、所期目標を達成できた。
24	小地域福祉活動推進研究会（見守り活動部会）の開催	研究会のテーマの1つとして取り上げ、見守り活動の一層の強化に向けた、各種関係機関、民間事業者とが連携した早期発見・対応の仕組み構築の方策を検討する。	民間事業者等と連携した実践報告を行うとともに、その仕組みの共有を図ることにより民間事業者等と連携した見守りの仕組みを検討を行い、所期目標は達成できた。
25	民間事業者との連携による見守り活動事例の情報提供	早期発見の仕組みづくりに向け、県内の民間事業者と連携した見守り活動の取組を紹介する媒体を作成する。	収集した実践事例を小地域福祉活動推進研究会をはじめとした、各種会議・研修において情報提供を行い、各市町村で見守り体制の仕組みの取組を促すことができ、所期目標を達成できた。
26	社会福祉法人会計指導事業（自主監査）の実施	社会福祉法人における内部牽制機能の強化や、適正な会計処理体制の確立、経営・運営課題の明確化等を図るため、公認会計士による外部監査推進事業（自主監査）を実施する。	改正社会福祉法の施行に伴い、今後、本事業（自主監査）から会計監査人導入の流れが加速することが予測されること、社会福祉法人はガバナンスの強化等、制度への対応を図りながら自律的な経営が真に求められてくることから、制度改正を踏まえた次なるステージに向けて、本事業は一定の目的を終えたと判断し、平成28年度をもって廃止とする。
27	社会福祉法人等福祉人材確保・定着に関する調査の実施	県内の社会福祉事業等を経営する法人（事業者）を対象に、福祉（介護・保育）人材の確保・定着に向けた実態や支援ニーズを把握し、社会福祉経営における基盤の充実強化や経営支援への取組を把握し、今後の支援や事業に反省させていくことを目的に、調査研究事業として実施する。	当初の計画通り、平成28年度単年度の調査研究事業であり、調査実施及び報告書作成並びに周知広報により、事業を終了とする。
28	新会計基準移行へ向けた市町村社協会計研修の開催	市町村社協における新社会福祉法人会計基準への円滑な移行支援のため、移行に関する研修を行なう（移行：平成27年度予算までに）。	各市町村社協における新社会福祉法人会計基準の移行が行われ、所期目標は達成された。 経理や労務については常に相談のある事項であり、今後も総務企画部と連携して、総合的な市町村社協支援において対応する。
29	新会計基準移行へ向けた市町村社協会計担当者会議の開催	市町村社協における新社会福祉法人会計基準への移行後の実務を支援するため、移行後の会計処理等、実務的な問題を解決し、会計担当者同士の情報交換を行う。	各市町村社協における新社会福祉法人会計基準の移行が行われ、所期目標は達成された。 経理や労務については常に相談のある事項であり、今後も総務企画部と連携して、総合的な市町村社協支援において対応する。
30	社会福祉法人の公共・公益性に関する調査研究事業（仮称）の実施	県内の社会福祉事業等を経営する法人（事業所）を対象に、地域における公益的な取組状況を把握し、今後の支援や事業に反映させていくことを目的に、調査研究事業として実施する。	当初の計画では平成25年度単年度の調査研究事業であったが、経営支援小委員会の協議により平成26年度も継続して調査研究を行った。調査実施及び報告書作成並びに周知広報により、事業を終了とする。
31	地域貢献活動事例の周知広報	アンケート調査の結果を活用し、県内の社会福祉法人における地域貢献事業の具体的な取組内容や先駆的な取組を周知広報することを目的に、機関紙を活用し広報を行う。	当初の計画通り、平成26年度単年度の調査研究事業であり、本機関紙面での取組事例の周知広報を行うことにより、事業を終了とする。
32	県共済制度・育成制度事務説明会の開催	制度の改正点についての理解、及び実務担当者の事務手続きについての周知を行う。	説明会は、毎年開催しておらず、各制度の運営の中で実施できるため、運営の企画書へ統合する。
33	福祉医療機構 社会福祉施設職員等退職手当共済制度の受託事務の実施	福祉医療機構が運営している退職金制度の各種退職金書類の申請手続きや制度変更の際の説明会を開催する。	マイナンバー制度導入に伴い福祉医療機構との受託契約を解除することとなったため、H27年度をもって事業を終了した。

No	事業名	事業内容	理由
34	社会福祉セミナーの開催	時代や現場のニーズに合わせて、柔軟に情報発信を行う。	自由にニーズを設定し企画できる反面、全種別・階層を対象にすることで施設が派遣しにくい状況があった。受講者が少なく、企画運営等を考えると継続が困難なためH27より廃止した。
35	職場内研修相談支援事業の実施	福祉職場における人材育成の体制強化に向けた職場内研修の整備のため、個別支援（相談対応、講師紹介等）にあたる。	H31年度から開始する認証評価制度において「人材育成計画・方針等の作成」「研修計画（年度計画）の作成」等について評価、フォローアップ等を実施する予定であることから本事業は集約し廃止する。講師紹介等の個別支援は、通常業務の中で対応していく。
36	新任職員定着支援研修会の開催	介護・福祉の現場では、3年未満の早期離職者率が高いことから、新任職員の育成と定着支援のために研修を開催。 新任職員の心のケアと職場内におけるコミュニケーションに注目し、それらの能力を高めることを目的とする。	職場における人材育成体制が構築されるよう研修および認証評価制度を推進していくため、新任職員の定着支援に特化した研修を廃止する。 「キャリアパス対応生涯研修」「キャリアパスを活かした人材マネジメント研修」「福祉職場における人材育成研修の体系構築・推進研修」において支援していく。
37	生涯研修体系プログラムの再構築に向けた検討・協議	H30年度からの福祉職員キャリアパス対応生涯研修課程導入に向けて、研修体系プログラムの再構築に向けた検討・協議、体制整備を行う。	H30年度より福祉職員キャリアパス対応生涯研修課程を実施するため廃止する。研修効果等について効果測定を実施していく。
38	介護技術研修（基礎コース） ※発展コースは継続	新任職員の介護技術の基本的技術と的確な援助方法を学ぶ。	介護関連資格保有者も増え研修参加希望者の減少と施設での新任者への指導体制が出来ていることから、目的達成された。 ※発展コースは継続して実施する。
39	介護職員フォローアップセミナーの開催	施設の介護職員に対し、階層に応じた介護技術を学ぶ機会が必要である。中堅職員には専門的な観点からの知識の習得を図り、利用者のニーズに合わせた介護方法を行うことが施設での介護サービスの質の向上に繋げる。	口腔関係等の研修については、歯科衛生士会などが学校・施設などを訪問して研修を実施している為、各施設利用者に合わせた指導を展開されている。理学療法では、ボディメカニクス等既に介護福祉士会研修等でも多く取り入れられている内容となっている。近年では、受講者が減り定員を達していない回が多くなり、上記のような要因もあるため、職業団体などの研修等を案内していく。
40	地域協働研修	「地域における公益的な取組」が全ての社会福祉法人の責務として規定されたことにより、福祉施設職員が地域との協働を実践するために必要なコミュニティソーシャルワークの視点を学ぶ。	本会においてH30年度から取り組む地域公益活動支援の先駆けとして、研修を実施した。施設・受講者のニーズ等については地域公益活動支援センターへ集約していく。
41	ケアマネジメント技術ステップアップ研修の開催	介護保険制度の推進を担う質の高い介護支援専門員を養成するためには、介護支援専門員実務等研修は制度論及びケアマネジメントの基礎的な研修であり、介護支援専門員として実務につくためのより実践的なフォローアップ研修を開催する。	H28年度からケアマネ実務研修が新カリキュラムに変わり、日数も倍になり、より現場の状況を把握した質の高いケアマネが養成されるような形態となった。本研修では、実務研修が修了した時期に、実務研修の中では伝えきれないケアマネ業務の実践について学んでもらう内容としてためH28より廃止とした。
42	福祉施設におけるキャリアパス・人材育成研修（キャリアパス生涯研修プレセミナー）	福祉施設の人材育成においては、キャリアパスの構築・運用と併せて、生涯を通じた研修体系の構築が重要とされている。本会では、それを支援していくため、現行の生涯研修課程を平成30年度から「福祉職員キャリアパス対応生涯研修課程」に移行する予定である。 新生涯研修課程導入のプレセミナーとして、キャリアパス構築の必要性和それを支援する新生涯研修課程の理解を深めることを目的に開催する。	H30年度より本会にて開催する福祉職員キャリアパス対応生涯研修課程についての理解を深めていただくために、プレセミナー（単年度開催）として開催した。

平成30年度

福祉施設の事故・紛争円満解決のために

ホームページでも内容を紹介しています
http://www.fukushihoken.co.jp

社会福祉施設総合損害補償

しせつの損害補償

◆加入対象は、社協の会員である社会福祉法人等が運営する社会福祉施設です。

プラン 1 施設業務の補償

(賠償責任保険、動産総合保険)

① 基本補償(賠償・見舞費用)

保険期間 1 年

▶ 保険金額		基本補償 (A型)	見舞費用付補償 (B型)
賠償事故に対応	対人賠償 (1名・1事故)	2億円・10億円	2億円・10億円
	対物賠償 (1事故)	2,000万円	2,000万円
	受託・管理財物賠償 (期間中)	200万円	200万円
	うち現金支払限度額 (期間中)	20万円	20万円
	人格権侵害 (期間中)	1,000万円	1,000万円
	身体・財物の損壊を伴わない経済的損失 (期間中)	1,000万円	1,000万円
	新設 徘徊時賠償 (期間中)	2,000万円	2,000万円
お見舞い等の各種費用	事故対応特別費用 (期間中)	500万円	500万円
	被害者対応費用 (1名につき)	1事故10万円限度	1事故10万円限度
	傷害見舞費用		死亡時 100万円 入院時 1.5~7万円 通院時 1~3.5万円

▶ 年額保険料(掛金)

定員	基本補償 (A型)
1~50名	35,000~61,460円
51~100名	68,270~97,000円
以降1名~10名増ごと	1,500円

基本補償(A型) 保険料	+	【見舞費用加算】 定員1名あたり 入所: 1,300円 通所: 1,390円
-----------------	---	---

- オプション1 ● 訪問・相談等サービス補償
- オプション2 ● 医務室の医療事故補償
- オプション3 ● 看護師の賠償責任補償
- オプション4 ● 借用不動産賠償事故補償
- クレーム対応サポート補償 **新設**

② 個人情報漏えい対応補償 ③ 施設の什器・備品損害補償

プラン 2 施設利用者の補償

(普通傷害保険)

① 入所型施設利用者の傷害事故補償

② 通所型施設利用者の傷害事故補償

(10口まで加入できます)

保険期間 1 年、職種級別 A 級

▶ 保険金額	1 口あたりの補償額
死亡保険金	100万円
後遺障害保険金	程度に応じて死亡保険金額の 4~100%
入院保険金 (1日あたり)	800円
手術保険金	入院中の手術: 入院保険金日額の 10 倍 外来の手術: 入院保険金日額の 5 倍
通院保険金 (1日あたり)	500円

▶ 年額保険料(掛金)	定員 1 人 1 口あたり
① 入所型施設利用者	1,310円
② 通所型施設利用者	990円

③ 施設送迎車搭乗中の傷害事故補償

施設送迎車に搭乗中のケガに対し、プラン 2-①、②の傷害保険や自動車保険などとは関係なく補償

プラン 3 施設職員の補償

(労働災害総合保険、普通傷害保険、約定履行費用保険)

② 施設職員の傷害事故補償

(10口まで加入できます)

保険期間 1 年、職種級別 A 級

▶ 保険金額	1 口あたりの補償額
死亡保険金	140万円
後遺障害保険金	程度に応じて死亡保険金額の 4~100%
入院保険金 (1日あたり)	1,500円
手術保険金	入院中の手術: 入院保険金日額の 10 倍 外来の手術: 入院保険金日額の 5 倍
通院保険金 (1日あたり)	600円

▶ 年額保険料(掛金)	定員 1 人 1 口あたり
施設役員・職員 1 名 1 口あたり	3円 (1日あたり) 780円 (年間: 週5日勤務の場合)

① 施設職員の労災上乗せ補償

- オプション: 使用者賠償責任補償 **改定**

③ 施設職員の感染症罹患事故補償

プラン 4 社会福祉法人役員等の補償

(賠償責任保険)

保険期間 1 年

社会福祉法人役員等の賠償責任補償 **改定**

▶ 保険金額	A タイプ	B タイプ	C タイプ
1 事故・期間中	5,000万円	1 億円	3 億円

●この保険は全国社会福祉協議会が損害保険会社と一括して締結する団体契約(賠償責任保険、医師賠償責任保険、個人情報取扱事業者賠償責任保険、普通傷害保険、労働災害総合保険、約定履行費用保険、動産総合保険、費用・利益保険)です。

●このご案内は概要を説明したものです。詳しい内容のお問い合わせは下記までお願いします。●

団体契約者

社会福祉法人 全国社会福祉協議会

引受幹事
保険会社損害保険ジャパン日本興亜株式会社 医療・福祉開発部 第二課
TEL: 03 (3349) 5137
受付時間: 平日の 9:00~17:00 (土日・祝日、12/31~1/3 を除きます。)

取扱代理店

株式会社 福祉保険サービス

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F
TEL: 03 (3581) 4667 FAX: 03 (3581) 4763

全国200万人加入!! 日本国内でのボランティア活動中のケガや賠償責任を補償 ボランティア活動保険



対象となるボランティア活動

◆グループの会則に則り企画、立案された活動であること
(グループが社会福祉協議会に登録されていることが必要です。)

◆社会福祉協議会に届け出た活動であること

◆社会福祉協議会に委嘱された活動であること

※活動のための学習会または会議などを含みます。

※自宅などとボランティア活動を行う場所との通常の経路による往復途上を含みます。(自宅以外から出発する場合は、その場所と活動場所への往復途上となります。)

保険金をお支払いする主な場合

- 清掃ボランティア活動中、転んでケガをして通院した。(ケガの補償)
- 活動に向かう途中、交通事故にあって亡くなられた。(ケガの補償)
- 活動中、食べた弁当でボランティア自身が食中毒になって入院した。(ケガの補償)
- 家事援助ボランティア活動で清掃中、誤って花瓶を落としてこわした。(賠償責任の補償)
- 自転車でボランティア活動に向かう途中、誤って他人にケガをさせた。(賠償責任の補償)

保険金額・年間保険料(1名あたり)

		Aプラン	Bプラン
ケガの補償	死亡保険金	1,040万円	1,400万円
	後遺障害保険金	1,040万円 (限度額)	1,400万円 (限度額)
	入院保険金日額	6,500円	10,000円
	手術 保険金	入院中の手術	65,000円
		外来の手術	32,500円
	通院保険金日額	4,000円	6,000円
	特定感染症の補償	上記後遺障害、入院、通院の 各補償金額(保険金額)に同じ	
賠償責任の補償	葬祭費用保険金 (特定感染症)	300万円 (限度額)	
	賠償責任保険金 (対人・対物共通)	5億円 (限度額)	
年間保険料	基本タイプ	350円	510円
	天災タイプ(*) (基本タイプ+地震・噴火・津波)	500円	710円

(※)天災タイプでは、天災(地震、噴火または津波)に起因する被保険者自身のケガを補償します(天災危険担保特約条項)が、賠償責任の補償については、天災に起因する場合は対象になりません。

ボランティア行事用保険(傷害保険、国内旅行傷害保険特約付傷害保険、賠償責任保険)

地域福祉活動やボランティア活動の一環として行われる各種行事におけるケガや賠償責任を補償!

- 行事参加者(主催者[個人]を含みます。)全員のケガを補償
- 行事主催者の損害賠償責任も補償

送迎サービス補償(傷害保険)

送迎・移送サービス中の自動車事故などによるケガを補償!

- 送迎・移送サービス利用者を特定したAプラン
- 送迎・移送サービスのための自動車を特定したBプラン

福祉サービス総合補償

(傷害保険、賠償責任保険、約定履行費用保険(オプション))

ヘルパー・ケアマネジャーなどの活動中のケガや賠償責任を補償!

- 在宅福祉サービス
(公的介護保険対象外
サービスを含みます。)
- 障害福祉サービス
- 児童福祉サービス
- 障害者地域生活支援事業
- 地域福祉サービス
- 介護保険サービス

など

● このご案内は概要を説明したものです。お申込み、パンフレット・詳しい内容のお問い合わせは、あなたの地域の社会福祉協議会へ ●

団体契約者 社会福祉法人 全国社会福祉協議会

〈引受幹事〉 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 医療・福祉開発部 第二課
TEL: 03(3349)5137
受付時間: 平日の9:00~17:00(土日・祝日、12/31~1/3を除きます。)

取扱代理店 株式会社 福祉保険サービス

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F
TEL: 03(3581)4667 FAX: 03(3581)4763
営業時間: 平日の9:30~17:30(12/29~1/3を除きます。)

●この保険は、全国社会福祉協議会が損害保険会社と一括して締結する団体契約です。



社会福祉法人
岡山県社会福祉協議会

〒700-0807 岡山市北区南方2丁目13-1
岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館
「きらめきプラザ」内 TEL:086-226-2822(代)

